

平成 27 年度第 2 回古賀市都市計画審議会 会議録
(要約筆記)

【会議の名称】 平成 27 年度第 2 回古賀市都市計画審議会

【日時・場所】 平成 28 年 2 月 25 日(木) 11:00 ～ 11:40
古賀市役所第 1 庁舎 4 階第 2 委員会室

【主な議題】

- 1.開会
- 2.建設産業部長挨拶
- 3.審議会の成立報告
- 4.会長挨拶
- 5.議事録署名委員の指名
- 6.概要説明及び議事
- 7.閉会

【傍聴者数】 1 人

【出席委員等の氏名】

委 員:日高圭一郎委員、清原哲史委員、阿部友子委員、森本義征委員、渡孝二委員、恒成美裕己委員
三輪朋之委員

建設産業部 長崎 功一 部長

事務局:都市計画課 栗田 耕一郎 課長、石倉明都市計画係長、佐田暁久主任主事

担当課:都市計画課(開発指導係) 村山隆一 開発指導係長、笹野項之 輔主事

【欠席委員の氏名】 松永千晶委員、赤星健太郎委員、吉住三千代委員

【庶務担当部署名】 都市計画課

【委員に配布した資料の名称】

- 1.平成 27 年度第 2 回古賀市都市計画審議会次第
- 2.諮問書
- 3.古賀市都市計画審議会委員名簿
- 4.配席図
- 5.諮問第 1 号古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 13 条にかかる適用除外について
- 6.補足資料

【会議の内容】

- 1.開会
- 2.建設産業部長挨拶
- 3.審議会の成立報告
- 4.会長挨拶
- 5.議事録署名委員の指名

(日高会長)

・議事録署名委員については阿部委員にお願いしたい。

- 6.概要説明及び議事
(日高会長)

- ・諮問第 1 号古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 13 条にかかる適用除外について説明願う。

(石倉都市計画係長)

- ・諮問第 1 号について朗読する。
『諮問書の朗読』
- ・内容については、担当課で説明する。

(村山開発指導係長)

- ・古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 13 条による適用除外について説明する。
- ・まず、1 ページ目の「高田地区地区計画適用除外申請について」について、申請者は、ガソリンの給油スタンドエネオスを展開している JX エネルギー株式会社である。対象地は、古賀市久保 1269 番地 11、資料の 2 ページに計画地の位置図を添付している。
- ・今回計画地については、国道 3 号の高田交差点に位置し、当地は市街化調整区域であるが、高田地区地区計画の区域となっている。地区計画の中で定められた建築用途の範囲で建築物の建築が可能な区域となっている。計画敷地については、既存のガソリン給油スタンドが営業しており、敷地内の一角に更地があるが、図面上青枠で示すのが既存の給油スタンドの敷地である。その中で赤の表示をしているところに増築で水素ステーションを設置するという計画となっている。
- ・今回計画している水素ステーション事業内容は、当地で水素販売に加えて現地で水素製造も行うという、いわゆるオンサイト型の水素スタンドという部類の施設になる。ここで製造した水素については、当地で販売されるとともに、一部は近隣の系列スタンドに配送される計画となっている。
- ・計画されている建築物の内容については、増築で事務所の建屋、近隣ステーションへの配送のための搬出建屋、また水素自動車への水素充填スペースの建屋が設けられる予定であり、水素製造部分については、資料の最後のページに記載のパッケージ型の専用ユニットを置く計画となっている。この水素製造の専用ユニットは、実際は敷地内に設置をするだけではあるが、建築基準法の用途としては工場の扱いになるという判断がなされている。
- ・高田地区地区計画の B 地区の内容を確認したい。補足資料中の B 地区が今回の土地であるが、このうち今回水素ステーション計画で関係してくる部分については 2 番の店舗、8 番の工場、10 番の危険物の貯蔵が該当する。
- ・2 番の店舗については、水素ステーションについては既存の給油スタンドと同じ用途扱いという取り扱いがあるので、この部分については問題ない。
- ・10 番の危険物貯蔵についても、水素ガスの総量規制という貯蔵量の関係の規制があるが、これについては国土交通省の告示があり、これについてもクリアしている。
- ・今回適用除外の対象となる 8 番の工場であるが、これについては高田 B 地区が政令 130 条の 6 の工場という業種について許容するという内容になっており、その業種については食品製造業、使用する原動機の動力については 0.75 キロワット以下、この類の工場であれば建ててよいという中身になっている。
- ・1 ページの、5 番中、今回適用除外申請については、この工場部分についての申請であり、業種については食品製造業のところを、水素ガス製造を認めてほしい、動力関係については 0.75 キロワット以下のところ、水素製造ユニット、圧縮機ユニットほか 8 基の設備について動力を超えることから、その部分について適用除外を願うという申請内容である。また、事業者からの申請理由の補足として、計画地が主要幹線沿いであること、他の整備ステーションへの水素配送計画画面から見ても古賀のステーションが最適地であるという立地条件から今回申請に至ったものという理由書が添付されている。
- ・適用除外の手続の流れであるが、手続においてまず市長に対して事前相談を行い、従業者において地元住民への説明会を実施しているが、計画地の周辺住民に特段大きな反対意見がないことが確認されており、関係官庁の法令関係についても支障がないことから、本年 1 月に本申請が提出されたところである。申請を踏まえ、2 月 2 日に官庁関係と市で事前打ち合わせ会を開催し、2 月 9 日に公開による意見聴取会を開催した。公開による意見聴取会の結果について 4 ページに結果を掲載している。当日の意見申し出人の参加はなく、結果として意見なしであった。
- ・以上の手続を踏まえ、本日の都市計画審議会の開催という流れになっており、最終的に本日のご意見等を踏まえ、許可判断していくこととなる。
- ・本計画をはじめとする水素燃料に関する事業については、国及び県が推進する次世代エネルギー政策の実現に向けて行われている事業であり、本件計画も国、県の補助を受けて実施されている事業である。
- ・参考資料として 5 ページに福岡県内の水素ステーションの設置の動きを掲載している。既に開所のものを含め県内では 10 箇所の水素ステーションの整備計画がある。古賀市としても水素ステーションの設置をとおして次世代エネルギー政策への理解普及を先導的に発信できる機会と考えておるところから、関係機関のご意見、ご指導等を十分に踏まえながら手続を進めたいと考えている。説明は以上である。

(日高会長)

- ・それでは審議に入る。

- ・諮問第 1 号、古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 13 条に係る適用除外について、に関し、質問・意見をお受けする。

(阿部委員)

- ・2 点伺いたい。
- ・1 ページ目の適用除外規定に係る判断根拠のところ、業種が食品製造業の部分だが、それが水素ガスの製造ということでクリアするという話であるが、食品と水素というのは繋がらないように思えるが、もう少し詳しく説明願いたい。
- ・また、3 ページ目の近隣住民への説明で括弧書きで事業者とあるが、これは事業者が近隣住民に説明をしたのだから捉えているが、地図から見ると近隣に住宅地がある。住民の方々に十分な説明が必要だと感じるが、この説明会にどのくらいの方が参加されたのか。反対はなかったという説明であったが、そのあたりの状況を聞きたい。

(村山開発指導係長)

- ・資料 1 ページ目 5 番の食品製造業に対して水素ガスという取り扱いについてだが、食品製造業を規定しているのは、施行令 130 条の 6 であるが、都市計画区域でいう 2 種中高層建物の区域で認められた、より閑静で少々高い建物を認めるような地域であり、食品製造業の範囲であれば周辺の住宅に害がないという扱いで食品製造業が定められている。
- ・今回工場という、周辺に音や臭い、振動が発生され、そういったものは本来住居を中心とする区域には設けるべきではないという考えではあるが、今回の水素ステーションについてはユニットの関係で騒音や臭いが全く出ない、振動についてもほぼないということで 130 条の 6 が意図している周辺住宅に影響がない、害することがないと判断し、5 番の根拠条例第 2 号の適正な都市機能および健全な都市環境を害するおそれがないという解釈をし、今回適用除外のテーブルにのせたところである。
- ・事業者の近隣説明についてであるが、事業者のほうで事前に周辺住民に同意を得られたいという内容であり、事業者が昨年 11 月 30 日に説明会を行っている。先ほど申し上げた通り、そこでは大きな反対意見は出ておらず、当時の参加者は区長を含め 11 名の参加があったという報告を受けている。そこで事業者から事業計画の説明を行い、ある程度反対意見がないということからその判断も含め本申請に進んだという経緯となっている。

(阿部委員)

- ・先ほど危険はないという説明であったが、ここで製造して圧縮ボンベに詰め込んでボンベを貯蔵するということがと思うが、ボンベが 8 基並んで貯蔵するステーションとなるのか、その規模などを説明願いたい。

(村山開発指導係長)

- ・動力機については、全てが蓄圧機・圧縮ボンベにかかる動力ではなく、水素の製造部分であるとか、蓄圧機の部分とか、恐らく輸送用の専用トレーラーに水素を移しかえる作業工程もあると思う。そういった中で、2 基プラス 8 基の 10 基が、動力の 0.75 の制限をオーバーしてしまうということであり、8 基ボンベがあるということではない。
- ・ボンベについては数は把握していないが、まだ水素ステーションが普及していないため、保管する量数としては、1 日あたり 6 台分の水素しかまだ製造する需要がないということで、量的には 300 ニュートン立米という、極めて少ない範囲でしか需要がないので必要最小限のものしか貯蔵してはならないという安全面の規定もあることから、その範囲内で貯蔵を行うことになるかと思われる。

(阿部委員)

- ・ボンベも置くということも含めて危険性はないというところで判断したということと理解してよろしいか。

(村山開発指導係長)

- ・この水素ステーションについては高圧ガス保安法という法律で安全面をみるようになっている。これは県知事の認可になるが、これにおいて全ての材質から保安物件とって周辺の住宅、建物に対する距離、そういったものを全てクリアしていなければ認可がおりないということになるので、この高圧ガス保安法で安全面は担保されているという前提で当方も動いている。

(三輪委員)

- ・水素ステーションというのは沿道サービス業のようなものとする。これからどんどんこういったステーションが増えていくと思われるが、あまり規制をすると、場所がない等住民が苦勞するし、せっかく開発されたものが使えなくなる。
- ・商工会としては是非、古賀にはこういったものがあるんだ、他市町村にないものが古賀にはある、安心して古賀に来てくださいということをアピールしていきたいし、近くにはインターもあるので今後もこういったことがあれば、皆の同意が得られれば作って欲しいと思う。
- ・商工会の関係で 3~4 年前に九大へ行ったとき、この水素ガスの車に乗せていただいたが、快適な気分で 2~3 キロ回った経験者でもあり、決して危険なものではなかった。ちなみに当時この車は 1 台 1 億円もするという豪華な乗り物

で、古賀にもこのような車が増えるようにしたいと思う。

(日高会長)

- 他にご質問・ご意見はないか。なければ諮問第1号に関する審議を終了し、採決に入りたい。
- 諮問第1号、古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条にかかる適用除外について、
に関し、賛成される方は挙手願う。
- 採決の結果、挙手6人で諮問第1号について賛成することに決定した。市長への答申書の作成については私に一任していただいてよろしいか。

(委員)

- はい。

(日高会長)

- それでは答申書を作成の上、市長へ提出する。

7.閉会

(日高会長)

- 以上をもって、本日のすべての審議を終了する。